

事 務 連 絡
平成 19 年 12 年 10 日

医 療 機 関 御 中

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課

介護保険事業の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、意見書作成料の取扱いについて、次のとおりまとめましたので、御査収ください。

1. 主治医意見書作成料等について

(1) 「新規・継続」及び「在宅・施設」の費用区分について

主治医意見書作成料は作成の回数や対象者の状況により次のとおりとする。

(単価)

	在 宅	施 設
新 規	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
継 続	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

※ 消費税分を除く。

「新規・継続」の判断基準

新 規

- ① 当該被保険者の意見書を医師が初めて記載する場合。(同じ医療機関で過去に意見書を記載した医師とは別の医師が記載する場合であって、診療録を参照することが可能な場合は除く。)
- ② 過去に意見書を記載したことはあるが、相当の期間が経過しているため、意見書を記載するにあたり過去の診療録が参考とならない場合。

継 続

新規に該当しない場合。

「在宅・施設」の判断基準

在 宅

- ① 在宅者，グループホーム・特定施設入居者の意見書を記載した場合。

ただし，医療機関に併設されたグループホームや特定施設の入居者に対して，定期的に診療を行っている同医療機関の医師が記載した場合は，施設とする。

〈特定施設〉…有料老人ホーム，軽費老人ホーム，養護老人ホーム，適合高齢者専用賃貸住宅などの施設。

- ② 通所介護利用者の意見書を当該施設の医師が記載した場合。

施 設

介護保険施設，社会福祉施設，医療施設に入所（入院）している者（ショートステイ利用者を含む）の意見書を当該施設の医師が記載した場合。

(2) 留 意 事 項

- 介護保険主治医意見書提出依頼書に記載した申請種別（新規，定期更新，変更）は，請求区分を表示したものではありません。
- 在宅・施設の別は，医師が記載しているときの状況で判断してください。申請時に在宅であっても，記載時点で入院（入所）していれば施設となります。
- 意見書作成料にかかる消費税は課税されます。

2. 主治医意見書作成料請求に係る消滅時効について

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱いは，民法第170条第1号により，市に意見書を提出した翌日を起算日として，3年間とします。

主治医意見書作成料の支払いについて

請求から支払いについては、基本的に国保の診療報酬の請求方法に準じています。

(1) 請求先

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 へ請求してください。

<所在地> 〒700-0984 岡山市桑田町17-5

<TEL> 086-223-8876

(2) 請求の対象期間

月の初めから終わりまでに記載した主治医意見書についての意見書料を請求してください。（※基準日は、**意見書作成日**です。）

(3) 請求書の並び順について

保険者番号順（岡山市→倉敷市→津山市→玉野市・・・）に並べて、主治医意見書作成料請求書の上に**主治医意見書料請求総括票**を添付してください。

(4) 請求の時期

記入月の翌月1日から10日（必着）までに請求してください。

※ 締切日が土曜日、日曜日、祝日の時は**締切日前の平日必着**でお願いします。

(5) 支払方法

岡山県国民健康保険団体連合会より、請求月翌月の27日までに指定銀行を通じて支払います。

(6) 過誤補正

国保連へ送付された請求書は、その後倉敷市で再度チェックを行いません。その際、他市町村分や生活保護分等の請求書が混在している場合は、連絡をいたしますので、確認をお願いします。請求額及び支払額に異動が生じるときは、翌月以降において補正いたします。